


人事院勧告平成18年度実施案についての、国立大学法人信州大学と
信州大学教職員組合の合意事項

人事院勧告平成18年度実施案に基づく国立大学法人信州大学（以下「法人」という。）案を、信州大学教職員組合（以下「組合」という。）は受け入れるが、下記の事項については、今後の継続交渉事項とする。

- ① 平成18年度給与に関しては、現給保障された額に、地域手当として1%上乗せする。地域手当の付与は、平成18年度以降、勤務地域を問わず、法人全職員を対象とする。
- ② 平成19年度以降の法人全職員の地域手当の支給率については、人事院勧告案である3%を念頭に置き、法人の財政状況を考慮しつつ、法人は組合と協議・交渉を行う。
- ③ 昇給は、経過措置期間中、年3号給とする。しかし、5年を超えて現給のまま推移する職員の昇給措置について、法人は組合と協議・交渉を行う。

平成18年2月24日

国立大学法人信州大学
理事（人事・事業担当）

勝山 努 

信州大学教職員組合
事務局長

森清 寿郎

 印